

～農事組合法人の
皆さん、忘れずに!～

「理事変更(重任・再選)登記」



農事組合法人は、その設立登記の後、①名称、②事務所所在地、③理事の氏名・住所、④事業内容、⑤地区、⑥出資1口金額、⑦公告の方法、⑧出資口数、⑨払込済出資総額のいずれかに変更があった場合、変更登記を行わなければならないことが農業協同組合法(農協法)で定められており、①から⑦については事由発生後2週間以内、⑧及び⑨については事業年度終了後4週間以内に登記しなければなりません。

このうち、③「理事の氏名・住所」については、定期総会時の役員交代に伴って特に変更が生じやすい部分であり、理事が交代して別の方になった場合はもちろん理事変更の登記が必要ですが、**理事が重任(再選)となった場合も、その都度登記が必要となります。**

理事全員が再選された場合でも、「通常総会終了とともに任期を迎え一旦退任し、改めて理事として選任された」と解釈されるため、変更登記(重任・再選登記)が必要となります。この登記を怠った場合、農協法の規定に基づいて役員が過料に処される場合がありますので、ご注意ください!

大仙市パソコン農業簿記講習会を開催しました



令和元年度大仙市パソコン農業簿記講習会を今年1月16日(木)に秋田県農業共済組合の仙北支所で開催しました。申込期間の初日から多数のお申込みをいただき、大変ありがとうございました。

講習では、パソコン農業簿記ソフト(ソリマチ株式会社「農業簿記11」)を使用し、日々の記帳入力から税金申告の決算処理まで実習を行いました。また、消費税の軽減税率制度が昨年10月に導入されたことを受けて、税率区分ごとに売上や経費を記帳する区分経理についても参加者の皆さんに学んでいただきました。

パソコンの実習のほか、税理士の宮原和恵先生をお招きして、青色申告と税務申告のポイントや税制改正に伴う申告の留意事項等についてご講話をいただきました。



講習会の様子。皆さん熱心に受講されていました。



収入保険に加入しませんか

昨年からの全ての農産物を対象に収入減少を補てんする「収入保険」が始まりました。

「収入保険」は、青色申告を行っている農業者(個人・法人)が加入できる保険制度で、自然災害・ケガや病気・倉庫の浸水・盗難や運搬中の事故・市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんする仕組みです。

※「収入保険」に加入するためには、青色申告を行っている必要があります。青色申告は「正規の簿記」の場合は65万円、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除が可能です。

「収入保険」の詳細な内容は、NOSAIまでご相談下さい。
秋田県農業共済組合 仙北支所 電話 0187-63-1066

農業研修生を募集しています

新たに農業を始めたい方のための農業研修です。農業専門指導員から指導を受けながら作物を栽培し、農業に必要な技術・知識を学ぶ実践研修です。研修期間は1年(最長2年まで延長可)で、研修奨励金の支給制度もあります。身近にご関心のある方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。

- ◆対象/市内在住のおおむね50歳以下で、研修修了後に市内で農業を営む方
- ◆募集人員/若干名
- ◆研修期間/令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- ◆研修会場/大仙市新規就農者研修施設 東部(太田地域)または西部(西仙北地域)
- ◆研修奨励金/月額75,000円(予定)
※国の制度として、農業次世代人材投資資金(準備型);年間150万円(最長2年間)があり、どちらかを選択して受給。
- ◆申込期間/令和2年3月31日(火)まで

【問い合わせ・申込み先】
大仙市農業振興情報センター 電話 0187-86-9111